

盛岡広域振興局長告示第126号

休猟区の指定（平成21年岩手県告示第802号）で告示した盛岡市鬼ヶ瀬山休猟区、盛岡市玉山区川又休猟区、盛岡市玉山区大尺山休猟区、八幡平市天狗森休猟区、八幡平市渋川休猟区、雫石町高倉山休猟区、雫石町橋場休猟区、雫石町九十九沢休猟区、岩手町豊岡休猟区及び紫波町東根休猟区の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

変更後の盛岡市鬼ヶ瀬山休猟区、盛岡市玉山区川又休猟区、盛岡市玉山区大尺山休猟区、八幡平市天狗森休猟区、八幡平市渋川休猟区、雫石町高倉山休猟区、雫石町橋場休猟区、雫石町九十九沢休猟区、岩手町豊岡休猟区及び紫波町東根休猟区の存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで